

病床規制の弾力化について

病床過剰な医療圏内においては、医療法の規定により病院の新規参入や増床が原則として不可能であり、医療計画を策定した後、病床数に著しい不均衡が生じても病床整備が困難となっている。

また、救急・周産期・小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合には、厚生労働大臣と協議し、その同意を得て増床を行うことが可能であるが、協議に時間を要するため迅速な対応が困難である。

そこで、地域の実情に応じた医療提供体制を構築するため、次の措置を講じることを要請する。

- 1 基準病床について、都県が地域医療の実情を踏まえて設定できるよう、全国一律の算定方式を見直すこと。
- 2 病床過剰な医療圏内で救急・周産期・小児等の政策医療に必要な病床が不足している場合、地元の市町村の要望や関係団体の同意を踏まえ、都県が必要と認める病床を増床する際の厚生労働大臣への協議を廃止すること。

平成23年 月 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

九都県市首脳会議

座長	川崎市長	阿部孝夫
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	石原慎太郎
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫